

東月寒地区町内会連合会

R2年度～

取組みの方針

「自助」「共助」を観点とした取組を進め、 地域の防災力と災害対応力を向上させる

平成30年（2018年）9月に発生した北海道胆振東部地震は、この東月寒地区にも、液状化等の大きな被害をもたらした。大規模な災害が発生した直後は、消防等の行政による「公助」の活動だけでは限界があるため、市民や事業者における「自助」「共助」の取組が極めて重要である。そこで、北海道胆振東部地震の時の避難所運営等の経験を活かし、東月寒地区における「自助」「共助」を観点とした取組を進め、これにより地域の防災力と災害対応力を向上させることを目的に、次の2本を柱に計画を作成した。

- ・避難所の運営・連携
- ・地域の事業者、団体等との連携に向けた協力関係の構築

1) 地区の概要

農村地帯として発展し、昭和30年代から宅地化が進んだ地域。地区内には札幌ドーム、日本医療大学、豊平体育館、産業技術総合研究所北海道センター、北海道農業研究センター、森林総合研究所北海道支所、八紘学園、羊ヶ丘展望台、吉田川公園などの施設がある。

2023年7月1日現在の人口は20,669人となっている。

2) 災害リスクと課題

今回の計画は、災害のうち、主に地震についての初期対応を想定して作成している。地区内の被害として、地震は大半の地区で震度6弱から震度6強が想定されている。

月寒地区は「月寒断層」という断層のすぐそばにあり、月寒断層に起因する地震が冬の18時に発生した場合、豊平区の被害は、建物の全半壊3,882軒、死者64人、負傷者468人、重傷者250人、停電発生件数111,866軒と推定されている。

3) 取組の概要

避難所訓練やカエルキャラバン（地域の防災訓練プログラムとおもちゃ交換会を組み合わせた防災イベント）、地域事業者や団体等との合同訓練を実施した。

また、誰でも避難所運営ができるよう、『豊平区のみんなでつくる 避難所開設イメージブック』を基礎にして、学校（避難所）ごとにレイアウトや備蓄品のある場所の「見える化」に取り組んだ。

さらに、災害時の課題解決のために地域事業者と協力関係を構築し、地域事業者との防災訓練や防災イベントを実施した。

4) 地区防災計画の取組状況

年 月	項 目	内 容
R 2. 12	地区防災計画に係るモデル地区決定通知	
R 3. 2	防災会議	町連・行政との地区防災計画の意識合わせ
R 3. 3	意見交換	町連・事業者・行政との意見交換
R 3. 8	避難場所運営研修	札幌市避難場所運営研修
R 3. 10	避難場所運営研修	札幌市避難場所運営研修
R 5. 6	地区防災計画 WG	アンケート結果についての意見交換、計画策定スケジュール
R 5. 7	検討会議	地区防災計画について
R 5. 9	防災イベント	プランチ札幌月寒での防災イベント（展示・アンケート）
R 5. 10	地区防災計画WG	町連・事業者・行政との意見交換、講演会について
R 6. 2	防災講演会	テーマ：胆振東部地震から5年 いざという時に慌てないための 自助と共助 講師：防災したっけ代表 防災ライフプランナー 水口 綾香氏

5) 防災講演会での有識者のアドバイス

- ・防災で地域貢献したい企業と、平時からの関わり方を考えることは重要です。
 - ・イベントを通した地域と企業の関わりづくりを推奨します。
- (防災したっけ代表 防災ライフプランナー
水口 綾香氏)



6) 取組みの様子



防災イベント



地区防災計画WG

7) 地区防災計画の概要

東月寒地区町内会連合会の計画の項目と、計画内容の一部を以下に示す。

計画の構成

- ・地区防災計画作成の目的
- ・対象となる地区
- ・災害の特徴及び被害想定
- ・避難所の運営・連携
- ・地域の事業者、団体等との連携に向けた協力関係の構築
- ・今後において継続的に実施・検討を行う事項

東月寒地区町内会

3 東月寒地区における災害の特徴及び被害想定

今回の計画は、災害のうち、主に地震についての初期対応(※)を想定して作成しています。計画の作成にあたっては、地震以外の災害も加え、次とおりの状況を想定しました。

- ◆地 震…大半の地区で震度6弱から震度6強(地震防災マップ)
- ◆風 水害…河川洪水(4河川)・内水氾濫(浸水ハザードマップ)
- ◆土砂災害…土砂災害警戒区域(土砂災害避難地図・土砂災害危険箇所図)
- ◆液 化…大半の地区で液状化発生の可能性が低い(地盤防災マップ)
※ただし、平成30年の北海道胆振東部地震では一部液状化が発生しましたが、既に工事済みです。
- ◆避 難 者…豊平区全休 14,075人(避難所 8,445人/避難所外 5,630人)
(第4次地震被害想定/月寒断層を起因とする地震(冬))

※避難が長期間に及ぶ場合の支援(応急仮設住宅等)については、札幌市地域防災計画の中で示されています。

【地震のリスク】

東月寒地区は「月寒断層」という断層のすぐそばにあります。実際は、場所がはっきり確認できていないため伏在活断層と呼ばれています。

令和3年8月に札幌市が公表した「第4次地震被害想定」では、月寒断層に起因する地震が冬の18時に発生した場合、豊平区の被害は、建物の半壊3,882棟、死者64人、負傷者468人、重傷者250人、停電発生件数111,866件と推定されています。

①地震のリスク

東月寒地区町内会

【大雨災害(洪水警報)のリスク】

東月寒地区はいずれも最大で3m未満の浸水区域ですので、自宅2階への避難で命を守ることができます。(黄色の区域は浸水0.5m未満、水色の区域は浸水3m未満)

【土砂災害(大雨警報)のリスク】

月寒地区では東の斜面が対象となります。

②大雨災害(洪水氾濫)のリスク

東月寒地区町内会

4 避難所の運営・連携

(1) 北海道胆振東部地震で見えた課題・問題点等

- ・近隣の避難所同士で状況が分からず、物資の融通等ができなかった。
- ・非常時の參集等の役割分担が明確ではなかった。

(2) 課題解決に向けた取組

- ・避難所運営研修
- ・カエルキャラバン※NPO法人「カエル」アーツが平成17年に胆振・斜路大震災を教訓にして開発した、子どもたちや家族が対話する活動的に必要な「技術」や「知恵」をゲーム感覚で楽しめるながら学ぶ防災訓練システムです。
- ・地域の住民・事業者・団体等との合同訓練

(3) 今後の運営

- ・避難所運営研修
- R5年度～R7年度の期間で全指定避難所(基幹)において実施予定

【誰でも从事可能な避難所運営体制づくり】

大きな災害発生時には、日ごろから避難所運営研修等に参加している役員が被災して参集できないこともあります。そのような場合でも、避難所に何が備蓄されているかや、避難所運営のイメージが分かるマニュアルがあると、避難してきた人たちで運営することができます。

そこで、小・中学校の備蓄庫には、「避難所開設セット」を備えており、この中には、受水槽等の位置がわかる学校の平面図や備蓄品の一覧表のほか、避難所の運営の流れを時系列で解説した「豊平区のみんなでつくる避難所開設イメージブック」等が入っています。小・中学校の避難所運営研修等では、こうした資料を活用し、地域住民の方々にわかりやすい、避難所運営体制づくりを行っていきます。

また、地域住民にも「豊平区のみんなでつくる避難所開設イメージブック」等を積極的に周知するとともに、避難所間の連携や他地区との連携を意識しながら、避難所運営訓練等を実施し、東月寒地区における防災力強化につなげていくことをとします。

4

③避難所の運営・連携

14

東月寒地区町内会

5 地域の事業者、団体等との連携に向けた協力関係の構築

(1) 協力いただける事業者、団体等

災害時の課題解決について、地域の会社やお店などの協力が得られれば解決できる場合があります。すでに「学校法人八絃学園 北海道農業専門学校」「ブランチ札幌月寒」「学校法人日本医療大学」から、それぞれの特色に応じた協力関係の構築について、ご賛同いただいております。

それぞれの事業者、団体等において、ご協力いただける内容は以下のとおりです。

■学校法人八絃学園 北海道農業専門学校

- 災害で流れが滞った場合でも、学園産の野菜や果物、牛乳、ヨーグルト、ソフトクリーム等の食料品の販売を継続できるように努めます。

■ブランチ札幌月寒

- 災害発生時に、状況に応じて「かまどベンチ」の使用や「マンホールトイレ」の開放、平常時においても地域と連携した防災イベントの実施を考えています。

■学校法人日本医療大学

- 災害発生時に、大学内の施設開放（体育館、講義室等）を考えています。

(2) 連携の方法

事業者、団体等との具体的な連携のため、町連は行政とも連携し、次の取組を行います。

- 防災イベント（施設見学・体験等）
- 地区防災訓練の実施
- 協定の締結※今後の検討事項

参考一 東月寒地区町内会

☆ここに注目「要配慮者避難支援」の取組☆

災害に関しては、一人では避難することが難しい方への支援が大きな課題となります。

地区防災計画内では、個々の住民の皆様の具体的な避難計画等は取り扱っていませんが、重要であることから、今後とも行政機関と情報交換等を行い、課題解決のための検討と模索を行っていきます。

(1) 要配慮者とは

災害発生時に自分の力だけでは避難することが困難な方のことです。高齢者、障がいのある方、ケガ人や妊娠婦など、手助けが必要な方が挙げられます。

災害時支えあいのカタチ

「災害時支えあいハンドブック」抜粋(発行:札幌市保健福祉局)

(2) 札幌市の取組

- 高齢者、障がい者、妊娠婦等の一般的に災害時に配慮が必要となる「要配慮者」のうち、特に支援を必要とする方（要介護の方、重い障がいのある方など）の名簿を札幌市が作成し、本人の同意を得たうえで、札幌市と協定を締結した町内会等の地域団体に名簿情報を提供しています。
- 「札幌市避難行動要支援者名簿取扱要綱」を平成27年（2015年）10月に施行。

④地域の事業者、団体等との連携に 向けた協力関係の構築

⑤「要配慮者避難支援」の取組

計画の説明

①地震のリスク

月寒断層による地震が発生した際のリスクを掲載した。

②大雨災害（洪水氾濫）のリスク

ハザードマップを掲載し水害のリスクを確認できるようにした。

③避難所の運営・連携

誰でも避難所運営ができるることを目標に、豊平区のみんなでつくる避難所開設イメージブックの紹介や、避難所の一覧を掲載した。

④地域の事業者、団体等との連携に向けた協力関係の構築

災害時の課題解決のために地域事業者と協力関係を構築することを明示した。地域事業者より提供可能な資源や、平時の連携方法を整理した。

⑤「要配慮者避難支援」の取組

一人では避難することが難しい方への支援が大きな課題となっており、今後の検討事項として要配慮者と個別避難計画についての参考資料と説明を掲載した。